

令和8年度 放課後児童クラブ入所申込のご案内

1 放課後児童クラブとは

保護者が就労、病気などのため日中家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を与えることにより児童の健全育成を図ることを目的としています。

※児童クラブと小学校では運営主体が異なります（小学校の管理下外）。

2 矢吹町放課後児童クラブ一覧

児童クラブ名	電話番号	定員
矢吹小児童クラブ（矢吹小学校内）	090-2549-6341	110
善郷小児童クラブ（善郷小学校敷地内）	090-2549-6886	200
中畠小児童クラブ（中畠小学校内）	090-2549-6636	65
三神小児童クラブ（三神公民館内）	090-2549-6828	60

3 開所時間・開所しない日

開所時間	開所しない日
授業のある日 授業終了後～午後6時30分	・日曜日、祝日
土曜日 長期休業日 午前7時30分～午後6時30分	・年末年始（12月29日～1月3日）
学校の休業日	

4 利用にあたっての費用

（R7.10.1 現在）

育成料	月 3,000円 (※減免制度あり)	口座振替
活動費	月 500円	各児童クラブにて集金
おやつ代	月 2,500円	各児童クラブにて集金
保険料	年 800円	入所時に各児童クラブにて集金

・育成料は原則「口座振替」により納付していただきますので、町内の口座振替取扱金融機関窓口で口座振替の手続きを行ってください。

※減免対象となる方については別途申請が必要となります。（P4 参照）

« 入所申込について »

1 入所要件

保護者のいのちもが次の事由により、日中家庭での保育ができないと認められる児童(※①)

入 所 要 件	入 所 承 認 期 間
・就労している場合【就労】 (終業時間が <u>14時</u> 以降で、1か月あたり <u>64時間</u> 以上の就労)	就労期間(※②)
・妊娠中や出産後間もない場合【妊娠・出産】	出産予定日の属する月の2か月前の1日から、出産日から起算して3か月後の日が属する月末まで
・就学や職業訓練をしている場合【就学】 (1か月あたり <u>64時間</u> 以上の就学)	就学期間(※②)
・疾病、障がいにより家庭で育成できない場合【疾病・障がい】	
・親族を常に介護、看護し育成できない場合【介護・看護】 (1か月あたり <u>64時間</u> 以上の介護・看護)	その期間
・地震、火災などの災害復旧にあたっている場合【災害復旧】	
・虐待やDVの恐れがある場合	

※①入所申込数が定員数を上回った場合は、学年や家庭の状況から、より保育の必要性が高い児童を優先して入所決定いたします。また、要件を満たす場合でも、保護者の終業時間が早いなどの理由により、家庭での保育が可能であると判断した場合は、入所できないことがあります。

※②入所後に離職や就学修了により求職活動を行う場合は、事前に「誓約書」を届け出ることで、育成日数(平日の児童クラブ開所日数を指す。以下同じ)で30日以内の継続利用が可能です。30日以内に新しい勤務先の就労証明書が提出できない場合は退所となります。なお、入所申込み時点で求職活動中の場合は、児童クラブの申込みができません。

2 利用申込方法

【受付窓口】 矢吹町教育委員会 子育て支援課 幼稚園保育園係(保健福祉センター内)
TEL0248-42-2230

【受付時間】 午前8時30分から午後5時まで

【受付期間】 入所時期は原則、毎月1日

令和8年4月入所希望の受付

☞令和7年10月1日(水)～10月31日(金) (土日、祝日を除く)

◆入所決定のお知らせは、令和8年2月中旬予定

年度途中入所希望の受付(令和8年5月以降)

☞入所希望月の前々月の末日まで(土日、祝日を除く)

(例)8月から入所希望の場合は6月30日までに申込み

◆入所決定のお知らせは、希望月の前月15日頃

3 必要書類

入所要件ごとに申込みに必要な書類は次のとおりです。

必要書類	入所要件		就労	妊娠・出産	就学	疾病	障がい	介護・看護	災害復旧
	児童クラブ入所申込書兼児童調査票 ※児童1人につき1枚	放課後児童クラブの入所に関する同意書兼誓約書	●	●	●	●	●	●	●
雇用主がある場合	・就労証明書	●							
自営業の方 (自営手伝いを含む)	・就労証明書 ・タイムスケジュール	●							
内職の方	・就労証明書 ・タイムスケジュール	●							
・母子健康手帳の表紙、出産予定日記載ページの写し		●							
・在学証明書兼申告書			●						
・タイムスケジュール									
・利用・継続に関する申立書					●				
・診断書又は医師の意見書(日中児童を見ることが困難な状況について)						●			
・タイムスケジュール									
・利用・継続に関する申立書						●			
・身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳等の写し							●		
・タイムスケジュール									
・介護・看護状況申告書								●	
・タイムスケジュール									●
・(介護の場合)障害者手帳や介護保険被保険者証の写し									
・(施設通所付添の場合)通所証明等利用状況が確認できるもの									
・利用・継続に関する申立書									●
・り災証明書									

※各証明書等は、父母どちら(ひとり親世帯を除く)についても必要です。

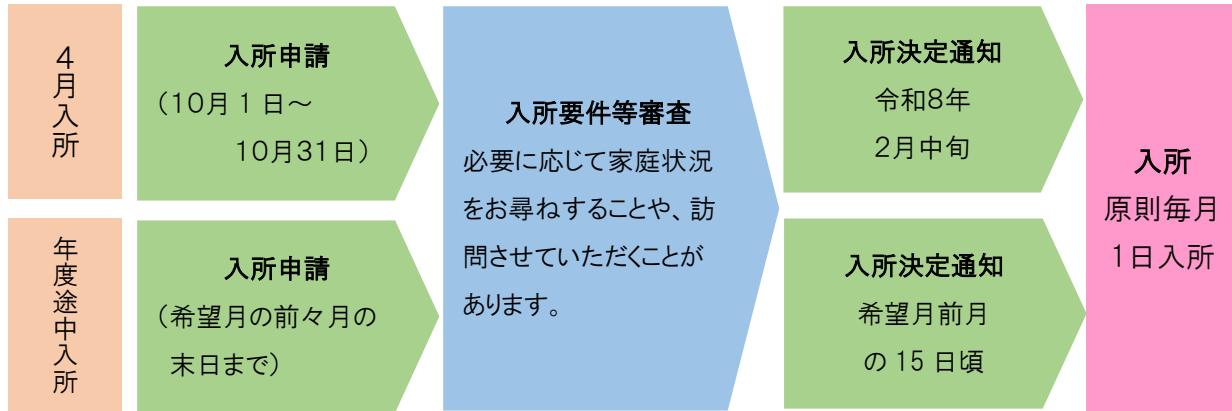
※2か月以内に保育園入園申請等で各証明書を提出している場合で、証明内容(就労先や就労時間など)が現在と変わらない場合には各証明書の写しを添付してください。ただし、入所決定までに雇用期間が終了する方は、入所要件の確認のため最新の証明書の提出を求めることがあります。

※申込内容が事実と異なる場合は、入所決定を取り消すことがあります。

◆ご注意ください◆

児童クラブ育成料、保育園保育料、幼稚園預かり保育料、幼稚園バス分担金等の未納がある世帯の児童は入所できません。

4 入所までの流れ



5 土曜日の利用について

土曜日の児童クラブは矢吹小児童クラブに集約して開所しており、原則、両親ともに就労により家庭保育が困難な場合に限り利用できます。利用する場合には、月毎の申込みが必要となります。

6 育成料の減免について

下記の世帯区分に該当する場合は、「児童クラブ育成料減免申請書」に必要書類を添付し申請することで育成料の減免を受けることができます。

世帯区分	1人目	2人目	3人目以降	必要書類
生活保護受給世帯		無料		保護開始通知書の写し又は生活保護受給証明書の写し
多子同時入所世帯	3,000円	1,500円	無料	
ひとり親世帯 (児童扶養手当受給者又はひとり親家庭医療費受給資格者)	1,500円	750円	無料	児童扶養手当証書の写し又はひとり親家庭医療費受給資格者証の写し

※対象世帯でも毎年度減免の申請をしなければ減免になりません。入所申請時に対象の方は減免の受付をします。

7 家庭状況等に変更があった場合

入所申込後又は入所中に、家庭状況に次のような変更があった場合、事実発生後1週間以内に子育て支援課まで必ずご連絡ください。(連絡がなく後日変更の事実が発覚した場合入所を取り消すことがあります。)

■婚姻（離婚）により保護者が変更となるとき

■離職や勤務先が変わったとき

(転職等により勤務先が変わった場合は、改めて就労証明書の提出してください。)

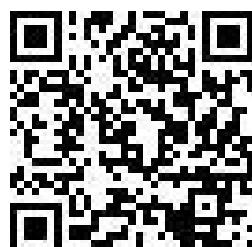
■入所要件が変わるとき

(例：就労していた方が妊娠・出産、疾病等により休業する場合。要件が変わる場合は、改めて入所要件を確認し、児童クラブ利用の審査を行います。)

8 注意事項

- (1) 児童クラブは集団生活の場であり、きまりを守り、お互い気持ちよく過ごせるよう自立させる意識をもって指導していきます。再三の注意にも関わらず、他の児童や児童クラブ職員への暴言、暴力行為、きまりを守らない場合、または故意に施設等を破損させた場合は、退所していただくことがあります。
- (2) 宿題等への取り組みについては、自主性にお任せします。取り組みについての指導は行いますが、答え合わせ等についてはご家庭でお願いします。
- (3) 夏休み等の学校給食がない場合は、お弁当、水筒を持参させてください。
- (4) 児童クラブでは、『スポーツ安全保険』に加入しておりますが、事故の状況によっては保険対象外となり、保護者に賠償していただく場合がありますのでご了承ください。
- (5) その他、児童クラブでの詳しいきまりについては、入所決定後に各児童クラブより書面等で説明する予定です。また、別添「児童クラブに関するよくある質問」もご覧ください。

矢吹町HPより各種様式をダウンロードいただけます！



二次元コード



＜問合わせ先＞

矢吹町教育委員会 子育て支援課 幼稚園保育園係（保健福祉センター内）

電 話：42-2230 FAX：21-9027

受付時間：午前8時30分から午後5時（土・日・祝日除く）

E-mail：kosodate@town.yabuki.fukushima.jp